

秋田公立美術大学学生の懲戒に関する規程

平成25年4月1日

規程第103号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号）第53条および秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号）第41条に規定する秋田公立美術大学（以下「本学」という。）の学生の懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第2条 懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1) 教職員および学生に対する暴力行為
- (2) 秋田公立美術大学（以下「本学」という。）の教育および研究に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の施設に対する重大な破壊行為
- (4) 本学の信用を著しく失墜させる行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学生としての本分に反する行為

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書等により注意を与える。
- (2) 停学 有期（6か月未満）又は無期とし、この間の登学を禁止する。
- (3) 退学 本学の学生の身分を失わせる。この場合において、再入学は認めない。

(懲戒委員会の設置)

第4条 学長は、第2条に掲げる行為があったと認められる学生（以下「当該学生」という。）について、学生懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）を設置し、事実関係の調査および懲戒処分の要否について第6条に規定する審議を行うよう付議することができる。

(懲戒委員会の組織等)

第5条 懲戒委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 当該学生所属の学部長又は研究科長
- (3) 学務委員長
- (4) 学長が指名する者 1人

2 懲戒委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

(懲戒の審議)

第6条 第4条の規定による学長から付議があった懲戒委員会は、付議に基づき、直ちに委員会を開催してその行為の事実関係について調査し、懲戒処分の要否、種類および程度について審議を行うものとする。

2 懲戒委員会は、前項の審議の結果を当該学生所属の教授会に報告するとともに、懲戒処分の要否等について提案を行う。

(学生の弁明の機会)

第7条 懲戒委員会は前条第1項に規定する調査を行うにあたっては、当該学生にこの旨を通知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えるものとする。ただし、当該学生が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(審議の非公開)

第8条 学生の懲戒に関する当該教授会および懲戒委員会の審議は、すべて非公開とする。

(学長による懲戒処分)

第9条 懲戒処分は、第6条第2項に規定する懲戒委員会の報告が当該教授会において確認された後、学長が決定する。

(懲戒処分の告知)

第10条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、懲戒理由を記載した懲戒処分通知書を当該学生に交付することにより行う。

3 前項の通知をした場合は、その保証人に対し当該通知の写しを送付する。

(懲戒処分の公示)

第11条 学長は、懲戒処分を行った場合は、原則として別に定める様式により学内に公示する。

2 学内公示の期間は、懲戒の発効日を含めて2週間とする。

(無期停学処分の解除)

第12条 学部長又は研究科長は、無期停学処分を受けた学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、その反省の程度および学習意欲等、停学解除の妥当性について、当該教授会において審議し、その結果を学長に報告する。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、懲戒委員会の議を経て、無期停学処分の解除を決定する。

3 無期停学処分の解除の通知は、懲戒解除通知書により行う。

(再審査)

第13条 懲戒処分を受けた学生は、当該処分に係る事実の誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合はその証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、前項の請求により再審査の必要があると認める場合には、第4条から第8条の規定を準用する。

(事務)

第14条 学生の懲戒に関する事務は、学生課において処理する。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか学生の懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規定第10号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日規定第22号）

この規程は、令和元年11月29日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第16号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。